

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所に係る 外部評価実施要領

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（以下、「当機関」という。）における小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の実施については、本実施要領に定める。

1 地域密着型サービスの外部評価の目的と基本方針

地域密着型サービスの外部評価の目的は、地域密着型サービス事業者が提供するサービスの内容について、第三者の立場から客観的な視点で行われる外部評価を通じて、サービスの質を客観的に評価し、サービスの質の改善を図るとともに、利用者や家族の安心と満足の確保を図ることを目的とする。

また、外部評価の結果については、これからサービスを利用しようとする者のサービスの選択に資するための情報として活用されるよう公開するものとする。

2 外部評価の体系及び評価項目

外部評価の評価項目については、「佐賀県地域密着型サービス外部評価実施要綱」の別表に定める項目とする。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所については、評価を受ける事業所が複数のユニットで構成されている場合には、特別な事情がある場合を除き、以下の評価手続きはすべてのユニットについて行った上で、最終的な評価は事業所全体を単位として行うものとする。

3 外部評価の構成

外部評価は、当機関が委嘱する複数の評価調査員（そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。）により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、当機関としての決定に基づき行う。

4 書面調査

(1) 当機関は、事業所から外部評価の依頼を受けた場合には、所定の手続きに基づき契約の締結、評価手数料の受領を行った後に、「現況調査」と「自己評価調査」を行うため、次の書類の提出を求める。

ア 事業所の運営概要がわかる書類

運営規程、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット等

イ 事業所のサービス提供概要がわかる書類

介護計画書の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等

ウ 自己評価及び外部評価結果票（様式第1号）

ただし、外部評価に係る記入欄は記入しない。

なお、複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合には、自己評価に

係る記入欄について、ユニットごとに作成したもの

エ 情報提供票（様式第3号及び第4号）

オ その他必要と認める書類
運営推進会議の議事録等

(2) (1)のほか、当機関は、評価を適切に行うための情報収集を目的とし、様式第5号により、事業所の利用者の家族に対するアンケート調査を実施するものとする。アンケート調査を郵送で行う場合には、個人情報保護の観点から、アンケート調査票の送付は事業所が行い、回収を当機関が行うものとする。

5 訪問調査

- (1) 訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、評価項目についての調査を行うことにより実施する。
- (2) 訪問調査は、原則として1日間とし、事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等からの説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。
- (3) 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。
- (4) 緊急を要する事項（明らかな基準違反等により、入居者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は当機関を通じて市町村の担当部局に通報するなど、適切な対応を行う。

6 評価結果の確定

- (1) 主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断して、評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく自己評価及び外部評価結果票（様式第1号）を記載して当機関あて提出する。
- (2) 当機関は、(1)の自己評価及び外部評価結果票の提出を受けたときは、評価を受けた事業所に対して、郵送又は電子メールにより同票の写しを送付し、意見がある場合には挙証資料を添付した上で、当機関が定める日までに提出することができる旨を告知する。
- (3) 当機関は、(2)の告知期間が経過した後に、(1)の評価結果を踏まえて当機関としての評価結果を決定する。また、評価を受けた事業者から告知期間内に(2)の意見及び挙証資料の提出があったときは、これを参酌し、(1)の評価結果の内容を検討し、当機関としての評価結果を決定する。ただし、いずれの場合にあっても、(1)の報告書又は評価を受けた事業所からの(2)の意見と挙証資料について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、当機関としての評価結果を決定する。

7 結果の通知等

当機関は、評価結果を決定したときは、これを評価を受けた事業所に通知するとともに、事業所から提出された目標達成計画票（様式第2号）の提出を求め、自己評価及び外部評価結果票（様式第1号）と併せて、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」に掲載する。

また、当該結果を受けた事業所に通知する際は、当該事業所としての評価結果に関する事後の改善状況を「WAMNET」に掲載する手続について、併せて情報提供する。

8 評価手数料

外部評価の手数料は、1事業所につき70,000円とする。

9 その他

本実施要領は、評価を受ける事業所からの求めに応じて開示するものとする。

附 則

この要領は平成21年10月1日より施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日より施行する。